



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年6月26日火曜日 第2380号

◇ 目次 ◇ 告 示

指定居宅サービス事業者の指定.....	580
指定居宅介護支援事業者の指定.....	580
指定介護予防サービス事業者の指定.....	581
指定居宅サービス事業の廃止.....	581
指定居宅介護支援事業の廃止.....	581
指定介護予防サービス事業の廃止.....	582
指定居宅サービス事業者の指定の取消し.....	582
指定居宅介護支援事業者の指定の効力の停止.....	582

指定介護予防サービス事業者の指定の取消し.....	582
建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定の一部改正（2件）.....	582
土地改良区役員の就退任の届出（4件）.....	583

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	584
海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....	584
愛媛県県営住宅の指定管理者の募集.....	585

告 示

○愛媛県告示第826号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。
平成24年6月26日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社モバイルコム	デイフィットASRE和とべ	愛媛県伊予郡砥部町重光181番地4	平成24年5月1日	通所介護
社会福祉法人昌樹会	ショートステイこより	愛媛県伊予郡松前町大字神崎586番地3	平成24年5月1日	短期入所生活介護
株式会社富士ライフサポート	富士ライフサポート訪問介護事業所	愛媛県今治市室屋町三丁目2-19	平成24年5月1日	訪問介護
一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡医師会訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2	平成24年5月1日	訪問介護
社会福祉法人弘正会	ショートステイコンフォート神山	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	平成24年5月1日	短期入所生活介護
株式会社佐藤建設	訪問介護事業所ファミーユ	愛媛県四国中央市上分町318番地1 コスモスハイツ304号	平成24年5月1日	訪問介護
株式会社ユーミーケア	ユーミーケア内子デイサービス	愛媛県喜多郡内子町内子251番1	平成24年5月11日	通所介護
株式会社ユーミーケア	ユーミーケア内子ショートステイ	愛媛県内子町内子251番1	平成24年5月11日	短期入所生活介護
有限会社ひばり	天使訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市明倫町五丁目6番17号	平成24年5月21日	訪問看護

○愛媛県告示第827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。
平成24年6月26日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社佐藤建設	居宅介護支援事業所ファミーユ	愛媛県四国中央市上分町318番地1 コスモスハイツ304号	平成24年5月1日	居宅介護支援
きくぞのケアパーク株式会社	きくぞのケアパーク居宅介護支援事業所吉田	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲71番地1	平成24年5月17日	居宅介護支援

○愛媛県告示第828号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。

平成24年6月26日

愛媛県知事 中村時広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社モバイルコム	デイフィットASRE和とべ	愛媛県伊予郡砥部町重光181番地4	平成24年5月1日	介護予防通所介護
社会福祉法人昌樹会	ショートステイこより	愛媛県伊予郡松前町大字神崎586番地3	平成24年5月1日	介護予防短期入所生活介護
株式会社富士ライフサポート	富士ライフサポート訪問介護事業所	愛媛県今治市室屋町三丁目2-19	平成24年5月1日	介護予防訪問介護
一般社団法人南宇和郡医師会	南宇和郡医師会訪問介護事業所	愛媛県南宇和郡愛南町御荘深泥703番地2	平成24年5月1日	介護予防訪問介護
社会福祉法人弘正会	ショートステイコンフォート神山	愛媛県八幡浜市五反田1番耕地76番地3	平成24年5月1日	介護予防短期入所生活介護
株式会社佐藤建設	訪問介護事業所ファミリーユ	愛媛県四国中央市上分町318番地1 コスモスハイツ304号	平成24年5月1日	介護予防訪問介護
株式会社ユーミーケア	ユーミーケア内子デイサービス	愛媛県喜多郡内子町内子251番1	平成24年5月11日	介護予防通所介護
株式会社ユーミーケア	ユーミーケア内子ショートステイ	愛媛県内子町内子251番1	平成24年5月11日	介護予防短期入所生活介護
有限会社ひばり	天使訪問看護ステーション	愛媛県宇和島市明倫町五丁目6番17号	平成24年5月21日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第829号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービスを廃止する旨の届出があった。

平成24年6月26日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社飛鳥	株式会社飛鳥	愛媛県西条市新田193番地4	平成24年5月30日	福祉用具貸与
菊園株式会社	ヘルパーステーション菊園	愛媛県宇和島市北新町1572番地2	平成24年5月31日	訪問介護

○愛媛県告示第830号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援サービスを廃止する旨の届出があった。

平成24年6月26日

愛媛県知事 中村時広

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人優悠会	門田医院	愛媛県西宇和郡伊方町三崎1442番地	平成24年5月1日	居宅介護支援
合同会社UMI	居宅介護支援事業所うみ	愛媛県東温市下林甲1490番地2	平成24年5月31日	居宅介護支援

○愛媛県告示第831号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
菊園株式会社	ヘルパーステーション菊園	愛媛県宇和島市北新町1572番地2	平成24年 5月31日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第832号

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		取消年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社たんぼぼ	有限会社たんぼぼ	愛媛県新居浜市中西町13番43号	平成24年 6月 6日	訪問介護

○愛媛県告示第833号

介護保険法（平成9年法律第123号）第84条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定の全部の効力を停止した。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定居宅介護支援事業者の 名称又は氏名	指定居宅介護支援事業所		効力の停止		サービスの種類
	名称	所在地	内容	期間	
有限会社たんぼぼ	有限会社たんぼぼ	愛媛県新居浜市中西町13番43号	指定の全部の効力停止	平成24年 6月 7日～ 平成24年12月 6日	居宅介護支援

○愛媛県告示第834号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の9第1項の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定を取り消した。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		取消年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社たんぼぼ	有限会社たんぼぼ	愛媛県新居浜市中西町13番43号	平成24年 6月 6日	介護予防訪問介護

○愛媛県告示第835号

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成19年 6月愛媛県告示第1172号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

改正後	改正前
	5 指定の有効期間 指定をした日から5年間

○愛媛県告示第836号

建築基準法に基づく指定構造計算適合性判定機関の指定（平成19年6月愛媛県告示第1173号）の一部を次のように改正する。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

改 正 後	改 正 前
	5 指定の有効期間 指定をした日から5年間

○愛媛県告示第837号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市松神子土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年 6月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	近 藤 直	新居浜市田の上 1 - 13 - 19

○愛媛県告示第838号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成24年 6月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 元 一	新居浜市田の上 1 - 16 - 14
"	長 尾 重 宏	新居浜市宇高町 2 - 12 - 13
監 事	安 藤 功	新居浜市桜木町 6 - 20

○愛媛県告示第839号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市吉岡泉土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 6月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	小 野 洋 司	新居浜市郷 2 - 5 - 28
"	橋 本 懐 範	新居浜市郷 5 - 8 - 36
"	小 野 健	新居浜市神郷 2 - 6 - 12
"	加 地 義 雄	新居浜市落神町 7 - 75
"	渡 辺 一 郎	新居浜市郷 4 - 18 - 41

"	石 井 俊 一	新居浜市八幡 3 - 4 - 13
"	福 西 一 人	新居浜市田の上 1 - 13 - 5
"	小 野 和 男	新居浜市沢津町 3 - 6 - 18
"	横 井 平 和	新居浜市沢津町 2 - 9 - 38
"	石 山 三 朗	新居浜市沢津町 2 - 6 - 36
"	石 山 敏 夫	新居浜市沢津町 2 - 9 - 34
監 事	小 野 彪	新居浜市沢津町 2 - 7 - 38
"	柴 田 誠 治	新居浜市郷 1 - 4 - 27

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	橋 本 懐 範	新居浜市郷 5 - 8 - 36
"	塩 見 政 雄	新居浜市郷 3 - 15 - 14
"	真 木 克 哲	新居浜市郷 4 - 12 - 14
"	小 野 洋 司	新居浜市郷 2 - 5 - 28
"	渡 辺 剛 光	新居浜市神郷 2 - 1 - 21
"	高 橋 昭 進	新居浜市宇高町 1 - 7 - 23
"	岡 田 怜 一	新居浜市宇高町 2 - 9 - 31
"	近 藤 國 廣	新居浜市宇高町 1 - 16 - 16
"	長 尾 重 宏	新居浜市宇高町 2 - 12 - 13
"	伊 藤 元 一	新居浜市田の上 1 - 16 - 14
"	福 西 一 人	新居浜市田の上 1 - 13 - 5
"	石 井 俊 一	新居浜市八幡 3 - 4 - 13
"	小 野 彪	新居浜市沢津町 2 - 7 - 38
"	小 野 厚	新居浜市沢津町 2 - 2 - 17
"	小 野 和 男	新居浜市沢津町 3 - 6 - 18
"	横 井 平 和	新居浜市沢津町 2 - 9 - 38
監 事	碓 井 信 雄	新居浜市松神子 2 - 7 - 35
"	岡 田 雅 夫	新居浜市宇高町 2 - 9 - 33
"	白 旗 愛 一	新居浜市清水町 10 - 23

○愛媛県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居浜市垣生土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 6月26日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 方 正	新居浜市垣生 2 丁目 6 番47号
"	伊 藤 智 夫	新居浜市垣生 1 丁目 8 番 6 号

"	岡 部 正 明	新居浜市垣生 4 丁目 4 番 8 号
"	佐々木 作	新居浜市垣生 5 丁目 7 番 7 号
"	三 浦 康 司	新居浜市垣生 4 丁目 1 番43号
"	藤 田 幸 正	新居浜市垣生 6 丁目13番11号
"	岡 良 幸	新居浜市八幡 3 丁目10番38号
"	三 浦 為 司	新居浜市垣生 3 丁目 6 番 5 号
"	加 藤 宏 司	新居浜市宇高町 5 丁目15番24号
監 事	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生 3 丁目 4 番37号
"	印 南 光 哉	新居浜市垣生 1 丁目14番 9 号

理 事	安 藤 八 雄	新居浜市八幡 1 丁目11番50号
"	藤 田 幸 正	新居浜市垣生 6 丁目13番11号
"	伊 藤 方 正	新居浜市垣生 2 丁目 6 番47号
"	岡 部 永 親	新居浜市垣生 3 丁目 6 番33号
"	岡 部 正 明	新居浜市垣生 4 丁目 4 番 8 号
"	三 浦 康 司	新居浜市垣生 4 丁目 1 番43号
"	佐々木 作	新居浜市垣生 5 丁目 7 番 7 号
"	岡 忠 良	新居浜市八幡 3 丁目10番38号
"	伊 藤 智 夫	新居浜市垣生 1 丁目 8 番 6 号
監 事	佐々木 俊 孝	新居浜市垣生 3 丁目 4 番37号
"	印 南 光 哉	新居浜市垣生 1 丁目14番 9 号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
-------	-----	-----

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 6月14日	特定非営利活動法人Community Life	松 本 光 司	松山市雄郡 2 - 8 - 25 ビッグロ ーブ雄郡201号	この法人は、国内外を問わず援助を必要としている人たちに対して、生活援助・家族支援等に関する事業を行い、彼らの生活の質向上に寄与することを目的とする。

○公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成23年12月27日付け公告）を次のとおり変更した。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻

く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、愛媛県農林水産研究所水産研究センターを中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成23年		平成24年	
	平成23年 1月 から12月まで	平成23年 7月 から平成24年 6月まで	平成24年 1月 から12月まで	平成24年 7月 から平成25年 6月まで
まあじ	8,000トン		4,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及び ごまさば		若 干		若 干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成23年 1月 から12月まで	平成24年 1月 から12月まで
まあじ	中型まき網漁業 及び小型まき網 漁業	5,600トン	2,800トン

4 知事管理量（まあじにあっては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。
 なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。
- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成23年及び平成24年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	宇和海
		平成23年 4月 1日から6月 30日まで	平成23年 9月 1日から11月 30日まで	平成24年 4月 1日から6月 30日まで	平成24年 9月 1日から11月 30日まで	平成23年 10月 1日から12月 31日まで	平成24年 10月 1日から12月 31日まで
さわら流し網漁業	16,590隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日	

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項
平成23年及び平成24年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成23年 4月 1日 から 6月30日まで	16,590隻日
		愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である燧灘及び安芸灘	平成24年 4月 1日 から 6月30日まで	16,590隻日
	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成23年 9月 1日 から11月30日まで	5,880隻日	

及びさごし、めじか流し網漁業	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である伊予灘	平成24年 9月 1日 から11月30日まで	5,880隻日
	サワラ瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成23年10月 1日 から12月31日まで	7,490隻日
	愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の対象である宇和海	平成24年10月 1日 から12月31日まで	7,490隻日

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため愛媛県資源管理指針に基づく資源管理措置の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。
 なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

○公 告

愛媛県営住宅指定管理者の募集について

愛媛県営住宅の指定管理者を次のとおり募集する。

平成24年 6月26日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 施設の概要

愛媛県中予地方局管内の愛媛県営住宅（団地内にある集会所や駐車場等の共同施設を含む。以下県営住宅という。）

2 指定管理者の業務

- (1) 入居者管理業務
 入居募集、申込受付、入居順位決定（抽選）、入居者手続、各種届出受理、各種申請書の受理及び審査、入居者指導等
- (2) 収納等管理業務
 家賃徴収、敷金徴収、口座振替手続き、収入申告受付、収入認定補助、家賃滞納督促等
- (3) 施設管理業務
 緊急修繕及び一般修繕、空家修繕（退去修繕）、計画修繕（別途指示するもの）、保守点検（法定点検含む）、日常点検等

(4) その他管理業務

駐車場管理、自治会指導、相談及び苦情処理等

3 管理の基準

県営住宅の管理運営基準について、公営住宅法（昭和26年法律第193号）、愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）等の趣旨を十分に理解、尊重のうえ住民サービスの向上と経費の縮減、業務の効率化を図りつつ、適正な業務水準を確保すること。

4 指定期間

平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間（予定）

5 申請資格等

(1) 申請資格

申請資格を有するものは、指定期間中、適切に県営住宅の管理を行うことができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次のすべての要件を満たすものであること。

ア 愛媛県内に事務所を有する、又は設置しようとする法人等であること。

イ 申請時に300戸以上の賃貸住宅の管理実績（入退去事務を含む。）があること。

ウ 次のいずれにも該当しないものであること。

(ア) 愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第131条第1項の規定により、県における一般競争入札の参加資格を有しない法人等

(イ) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき更生、再生又は破産手続等をしている法人等

(ウ) 愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱又は愛媛県製造の請負等に係る入札参加資格停止措置等に関する要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けている法人等

(エ) 愛媛県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している法人等

(オ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある法人等

(カ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(キ) 暴力団又は暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

(ク) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる法人等

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 愛媛県指定管理者に係る暴力団排除措置要綱第2条に該当する者

(2) 複数の法人等での共同申請

サービスの向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複

数の法人等での共同による申請ができる。

(3) 留意事項

参加意思表明書の提出期間は平成24年7月11日（水）から7月18日（水）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留、簡易書留若しくは配達記録郵便又は信書便でこれらに準ずるものにより、9に掲げる場所へ同日午後5時15分までに必着のこと。

6 指定管理者の選定方法等

(1) 選定基準

ア 県営住宅における県民の平等な利用を確保できるものであること。

イ 県営住宅の設置の目的を効果的に達成することができるものであること。

ウ 県営住宅の管理経費の縮減が図られるものであること。

エ 県営住宅の管理を適正かつ確実に実行する能力を有すること。

(2) 選定方法

外部有識者等の委員で構成する審査会での審査結果をもとに、知事が指定管理者の候補者を選定する。

ただし、申請者が1団体のみであった場合には、審査会による審査を省略する場合がある。

7 申請に必要な書類

指定管理者の指定を申請する法人等は、次の書類を提出するものとする。

(1) 指定管理者指定申請書

(2) 県営住宅の管理運営に関する事業計画書及び収支計画書

(3) 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書

(4) 申請書類を提出する日の属する事業年度の前年度における申請者の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書その他経営の状況を明らかにする書類

(5) 申請書類を提出する日の属する事業年度における申請者に関する事業計画書及び収支予算書

(6) 申請者の概要を記載した書面

(7) 役員名簿

(8) 愛媛県税について、未納がない旨の証明書

(9) 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納の税額がないことの証明書

(10) 印鑑証明書

(11) 申請書類のうち該当のないものについての申立書

8 申請期間

平成24年7月27日（金）から8月3日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。ただし、郵送等により提出する場合は、書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより、同日午後5時15分までに必着のこと。

9 募集要項の請求先及び申請書の提出先

愛媛県土木部道路都市局建築住宅課公営住宅係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号（089）912 - 2759

10 その他

詳細は、募集要項による。